

生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活支援施設公募要項への質問に対する回答

令和元年8月29日 横浜市医療局医療政策課

<p>Q 1 要項 p4 4. 事業スケジュールにある事前相談とは、提案書の内容について当該期間中に随時、事業者側から相談させていただくことができるという理解でよろしいですか。</p>
<p>A. そのとおりです。なお、事前相談をご希望の場合は、事前に電話にてご予約をお願いします。</p>
<p>Q 2 要項 p5 2. 公募条件 (1) 関係法令等について、応募前に応募者自らが必ず関係機関に確認を取って下さいとありますが、応募前に関係機関に対して接触することは、要項 p13 (4) その他の注意事項ア関係者との接触の禁止に抵触しないでしょうか。</p>
<p>A. 接触の禁止の項は、本件公募の業務に従事する関係者と本件業務について接触することを対象としています。具体的には、選定部会の委員や事前相談以外での事務局と、本件に関して接触することが挙げられます。</p>
<p>Q 3 要項 p. 6 (4) イ構造設計に関して用途係数が規定されていますが、所定の耐震性能を計画するに当り、当該敷地の地盤調査資料（ボーリングデータ等）をご教示願います。</p>
<p>A. 当該事業に合わせて地盤調査は実施しておりません。なお、過去に実施した地盤調査の資料については、横浜市行政地図情報提供システム内の「地盤 View」でご確認ください。 URL: http://www.city.yokohama.lg.jp/</p>
<p>Q 4 要項 p. 10 (14) 事業内容等の変更について、将来の社会情勢の変化に伴う施設規模の変更（増築、改築など）について、市との協議を行うことで可能と考えてよろしいですか。</p>
<p>A. 市と協議を行い相当な理由が存すると認められれば可能であると、考えられます。なお、応募時点で将来の事業計画の変更等が見込まれている場合は、事業計画書に記載いただくのが望ましいです。</p>
<p>Q 5 別添資料 0031 解体後整地図に図示の護岸側境界部断面において、残置物であるフーチング基礎の地面からの埋設深さをご教示願います。</p>
<p>A. 別添「残置杭資料」のとおり</p>
<p>Q 6 事業計画書（様式 2-4 および 2-7）の記載内容について</p> <ul style="list-style-type: none">・事業計画書（様式 2-7）について、「施設の運用方法等」を記載する旨の項目があります。こちらについて、具体的に施設で実施・提供するサービスや事業の内容を記載するものと理解してよろしいでしょうか？・事業計画書（様式 2-4）に具体的な事業内容を記載するようにも読み取れるため、様式 2-4 と同 2-7 にそれぞれどのような情報の記載を想定されているか、差し支えない範囲で結構ですので、もう少し具体的なイメージをご教示をいただきたくお願いいたします。
<p>A. 様式 2-4 は、施設の役割を踏まえ、公募要項 P14 審査基準の II 4～7 を参考にし、どのような事業を展開するか具体的に内容を記載していただきたいと思います。 また、様式 2-7 は、開所日や利用時間など施設の運用に関することについて、具体的に記載をお願いします。</p>
<p>Q 7 ウ 事業収支予算書 内訳について</p> <ul style="list-style-type: none">・事業収支予算書については、内訳別に記載するようにフォームが設定されています。これらの内訳については、どの程度詳細に記載することが必要でしょうか。・とりわけ、寄付収入については種別・名称別に記載するようになっていますが、これは

寄付種別に記載することが必要なのか、或いは寄付者別に記載することが必要なのかいずれでしょうか。また、寄付者別に記載するのであれば、どの程度のレベル（ある一定のカテゴリーで良いのか、或いは個別名称を記載する必要があるのか）での記載が必要でしょうか。

A. 事業収支予算書の内訳については、現時点で把握しているもの、想定しているもの等を記載してください。

事業については、一つの事業に対する内訳は必要ありません。また、寄付収入については、收受先別に記載してください。ただし、同一団体から異なるメニューで複数收受する場合は、メニュー別に記載してください。（メニュー名を記載）

なお、内訳4及び内訳8に記載されない個人からの寄付については、1つのカテゴリーとして、想定される合計額を記載してください。

様式3に記載例を追記しましたので、ご確認ください。

Q8 コ・サ 過去の決算書等の書類について、当法人は設立から2期を経過し3期目に入っている段階です。応募書類の要件として、コ（決算書等）は3ヵ年、サ（納税証明書）は5ヵ年の提出が求められています。年数が満たない場合は、差し支えありませんでしょうか。或いは、代替すべき書類（前身団体に関する上記書類等）があればご教示ください。

A. 年数が満たない場合は、該当する年数分の提出で差支えありません。
代替書類は不要です。